**誓約書**

　今回、山元町　　　　　　　　　　　　　の農地について、　　　　　　　　　　　を

目的として転用するにあたっては、下記事項を遵守し、もし，問題等が生じた場合には、

当方の責において対処することを誓約いたします。

記

１．許可後は、関係法令を遵守し申請どおり転用事業を行います。

２．転用事業完了後は、速やかに該当土地の地目変更を行います。

３．転用申請地周辺の環境に配慮し、土砂の流失、湧水、たい積、崩壊又は当該事業により生ずるガス、ばい煙、粉じん、捨石、汚水等の流排水等、その他これに類すること等による周辺環境に影響を及ぼさないよう被害防除措置をします。

４．周辺農地の日照、通風、耕作等はもとより、作物及び家畜等に被害を及ぼす恐れがあるときは、あらかじめ被害防除対策を施します。

５．隣接土地の所有者（耕作者・共有名義人等も含む。）等には、あらかじめ事業の内容の説明等を行います。

６．許可後、事業施工中を含め事業完了後において、隣接土地所有者等から苦情等があった場合は、自らの責任で誠意をもって対処します。

７．許可後、事業を施工する前に、許可どおりの目的に供することができないと見込まれる場合は、自らの責任で対処し、速やかに農地転用許可後の事業計画の変更（※農地への計画変更は除く）手続等を行います。

　　　年　　　月　　　日

山元町農業委員会会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

転用事業者

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞